

第21号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項中「25年以上勤続した者の退職に係る部分並びに20年」を「11年」に改める。

第2条第3項中「から第4条の2まで」を「及び第4条の10」に、「及び」を「並びに」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

（一般の退職手当）

第2条の2 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第4条の4まで及び第4条の6から第4条の8までの規定により計算した退職手当の基本額に、第4条の9の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第3条の見出しを「（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）」に改め、同条第1項中「第4条の2第1項若しくは第2項」を「第4条の2」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項第2号中「20年」を「15年」に改め、同項第3号中「21年以上24年」を「16年以上20年」に、「100分の120」を「100分の160」に改め、同項に次の3号を加える。

(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200

(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160

(6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

第3条第2項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第1号中「5年」を「10年」に改め、同項第2号中「6年以上10年」を「11年以上15年」に、「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第3号中「11年」を「16年」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

第4条の見出しを「（11年以上25年未満勤続後の退職等の場合の退職手当の基

本額)」に改め、同条第1項中「25年以上勤続して退職した者（次条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）、20年」を「11年」に改め、「者又は」の次に「25年未満の期間勤続し、」を加え、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、「給料月額」の次に「（以下「退職日給料月額」という。）」を加え、同項第2号中「20年」を「15年」に、同項第3号中「21年以上30年」を「16年以上24年」に、「100分の150」を「100分の200」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「20年」を「11年」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

第4条の2の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条第1項中「者又は」の次に「25年以上勤務し、」を加え、「退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額」を「退職手当の基本額は、退職日給料月額」に改め、同項第2号中「20年」を「25年」に改め、同項第3号中「21年以上30年」を「26年以上34年」に改め、同項第4号中「31年」を「35年」に、「100分の150」を「100分の105」に改め、同条第2項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同条第3項から第5項までを削る。

第4条の5の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「第4条の3」を「第4条の2」に、「退職手当の額が、職員の退職の日における給料月額」を「退職手当の基本額が退職日給料月額」に改め、同条を第4条の6とする。

第4条の4を第4条の5とする。

第4条の3の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「前条第1項の規定に該当する者（退職の日におけるその者の給料月額）」を「第4条の2第1項の規定に該当する者（退職日給料月額）」に、「同項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該給料月額に応じて100分の2を超えない範囲内で知事が定める割合を乗じて得た額の合計額」」を「同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるもの」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条の2第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日給料月額に応じて100分の2を超えない範囲内で知事が定める割合を乗じて得た額の合計額
第4条の3第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前給料月額に応じて100分の2を超えない範囲内で知事が定める割合を乗じて得た額の合計額
第4条の3第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前給料月額に

		じて100分の2を超えない範囲内で知事が定める割合を乗じて得た額の合計額に、
第4条の3第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第4条の3を第4条の4とし、第4条の2の次に次の1条を加える。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第4条の3 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計

算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前 3 条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第 2 条第 2 項、第 5 条の 4 第 4 項又は第 11 条第 1 項の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第 5 条第 5 項に規定する職員以外の公務員若しくは第 5 条の 4 第 1 項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第 6 条第 1 項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第 5 条第 5 項に規定する職員以外の公務員又は第 5 条の 4 第 1 項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第 5 条第 5 項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の公務員としての引き続いた在職期間

(3) 第 5 条の 4 第 1 項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(4) 第 5 条の 4 第 2 項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(5) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして知事が別に定める在職期間

第 4 条の 6 の次に次の 4 条を加える。

第4条の7 第4条の3第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第4条の3第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第4条の8 第4条の4に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条の6	第3条から第4条の2まで	第4条の4の規定により読み替えて適用する第4条の2
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日給料月額に応じて100分の2を超えない範囲内で知事が定める割合を乗じて得た額の合計額
	これらの	第4条の4の規定により読み替えて適用する第4条の2の
第4条の7	第4条の3第1項の	第4条の4の規定により読み替えて適用する第4条の3第1項の

	同項第 2 号イ	第 4 条の 4 の規定により読み替えて適用する同項第 2 号イ
	同項の	第 4 条の 4 の規定により読み替えて適用する同項の
第 4 条の 7 第 1 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき特定減額前給料月額に依じて100分の 2 を超えない範囲内で知事が定める割合を乗じて得た額の合計額
第 4 条の 7 第 2 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき特定減額前給料月額に依じて100分の 2 を超えない範囲内で知事が定める割合を乗じて得た額の合計額
	第 4 条の 3 第 1 項第 2 号イ	第 4 条の 4 の規定により読み替えて適用する第 4 条の 3 第 1 項第 2 号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定め

		られているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前給料月額に応じて100分の2を超えない範囲内で知事が定める割合を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第4条の4の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第4条の9 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第4条の3第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第28条第2項及び職員の休職の事由を定める条例（昭和47年島根県条例第4号）第2条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業を含む。）により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち知事が別に定めるものを除く。）ごとに、当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 79,200円
- (2) 第2号区分 62,500円

- (3) 第3号区分 50,000円
- (4) 第4号区分 45,850円
- (5) 第5号区分 41,700円
- (6) 第6号区分 33,350円
- (7) 第7号区分 25,000円
- (8) 第8号区分 20,850円
- (9) 第9号区分 16,700円
- (10) 第10号区分 0

2 退職した者の基礎在職期間に第4条の3第2項第2号から第5号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、知事が別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、知事が別に定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの（次号及び第3号に掲げる者を除く。）第1項第1号から第8号まで又は第10号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第9号に掲げる職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの（次号に掲げるものを除く。）前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(3) 退職日給料月額が一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表8号俸の額に相当する額を超える者 第3条から第4条の4まで及び第4条の6から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の100分の6に相当する

額

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第4条の10 第4条の2第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の2、第4条の2、第4条の3及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

第5条第3項中「第6条第1項第1号から第3号までの1に」を「第6条第1項各号のいずれかに」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前3項の規定による在職期間のうち休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

第5条第7項中「前6項」を「前各項」に、「第4条」を「第4条第1項」に、「規定による退職手当」を「規定により退職手当の基本額」に改め、同条第8項中「第4条の2第3項又は第8条の規定による」を「前条又は第8条の規定により」に改め、同条第9項中「規定による」を「規定により」に、「前8項」を「前各項」に、「ときは」を「場合には」に改める。

第6条第1項中「支給しない」を「、支給しない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 一般の退職手当のうち、第4条の9の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 第3条第1項及び第4条の3の規定により計算した退職手当の基本額が0である者並びに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの（第4条の9第4項第3号に掲げる者を除く。）

(2) その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で知事が定めるもの

第10条第3項中「在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第10条の3第1項において同じ。）」を「基礎在職期間」に改める。

第10条の2第1項及び第3項並びに第10条の3第1項中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

附則第15項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第4条の3」を「第4条の4」に改める。

附則第16項中「第4条」を「第3条第1項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第17項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第20項中「第4条の3」を「第4条の4」に改める。

附則に次の1項を加える。

23 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（平成18年3月31日以前に行われた給料月額の変額改定で知事が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の給料月額が変額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第4条の10第2項に規定する基本給月額に含まれる給料の月額については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第 3 条から第 4 条の 3 まで、第 4 条の 5 及び附則第15項から第 17項まで、附則第 9 項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年島根県条例第44号。以下この項及び附則第 4 項において「条例第44号」という。）附則第 3 項、附則第10項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年島根県条例第 35号。以下この項及び附則第 4 項において「条例第35号」という。）附則第 5 項から第 8 項まで並びに附則第11項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年島根県条例第57号。以下この項及び附則第 4 項において「条例第57号」という。）附則第 4 項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第 2 条の 2 から第 4 条の 4 まで及び第 4 条の 6 から第 4 条の10まで並びに附則第15項から第17項まで、附則第 6 項、附則第 7 項、附則第 9 項の規定による改正後の条例第44号附則第 3 項、附則第10項の規定による改正後の条例第35号附則第 5 項から第 8 項まで並びに附則第11項の規定による改正後の条例第57号附則第 4 項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3 職員のうち新条例第5条第5項及び第5条の4第1項から第3項までの規定により新条例第4条の3第2項第2号から第5号までの規定に規定する期間が新条例第5条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれるものであって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として知事が別に定める額」とする。

4 職員が施行日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第3条から第4条の3まで、第4条の5及び附則第15項から第17項まで、附則第9項の規定による改正前の条例第44号附則第3項、附則第10項の規定による改正前の条例第35号附則第5項から第8項まで並びに附則第11項の規定による改正前の条例第57号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）

ア 新条例第4条の9の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(2) 施行日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）

ア 新条例第4条の9の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70

に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）

ア 新条例第4条の9の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

5 附則第3項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として知事が別に定める額」とする。

6 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第4条の3の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年島根県条例第号）附則第2項に規定する施行日以後の期間に限る。）」とする。

7 新条例第4条の9の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、知事が別に定める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 9 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (昭和37年島根県条例第44号) の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第3条から第4条の3まで及び第4条の5」を「第2条の2から第4条の4まで及び第4条の6から第4条の10まで」に改め、同項第3号中「第4条の5の規定に該当する」を「第4条の6又は第4条の7の規定に該当する」に、「第4条の5の規定により」を「第2条の2、第3条、第4条の2から第4条の4まで及び第4条の6から第4条の9までの規定により」に改める。

- 10 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (昭和48年島根県条例第35号) の一部を次のように改正する。

附則第5項中「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。) 」を削り、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第4条の3」を「第4条の4」に改める。

附則第6項中「第4条()」を「第3条第1項()」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第4条及び」を「第3条第1項及び第4条の3並びに」に改める。

附則第7項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第4条の2及び第4条の3並びに」を「第4条の2から第4条の4まで及び」に改める。

附則第8項中「第3条から第4条の3まで及び第4条の5」を「第2条の2から第4条の4まで及び第4条の6から第4条の10まで」に改める。

附則第12項中「第3条から第4条の2まで」を「第2条の2及び第4条の10」に、「、新条例第3条から第4条の3まで及び第4条の5」を「、新条例第2条の2から第4条の4まで及び第4条の6から第4条の10まで」に改め、同項第1号中「第3条から第4条の3まで及び第4条の5」を「第2条の2から第4条の4まで及び第4条の6から第4条の10まで」に改める。

- 11 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (平成15年島根県条例第57号) の一部を次のように改正する。

附則第4項中「第4条」を「第3条第1項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「同条」を「同項」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

- 12 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年島根県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第5条第4項」を「第4条の9第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 一般の派遣職員に関する退職手当条例第4条の9第1項及び第5条第4項の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当条例第4条の9第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

(特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 13 特別職の職員の退職手当に関する条例(平成元年島根県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 14 職員の育児休業等に関する条例(平成4年島根県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第7条中「職員の退職手当に関する条例」の次に「第4条の9第1項及び」を加え、「同項」を「同条例第4条の9第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての職員の退職手当に関する条例第5条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

- 15 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成12年島根県条

例第62号)の一部を次のように改正する。

第6条第8項中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

16 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年島根県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第5条第4項」を「第4条の9第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 派遣職員に関する退職手当条例第4条の9第1項及び第5条第4項の規定の適用については、職員派遣の期間(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する育児休業の期間を除く。)は、退職手当条例第4条の9第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。